

平成 28 年度から適用される個人住民税の主な税制改正

1 公的年金からの特別徴収制度の見直し

平成 28 年 10 月以降の実施する公的年金からの特別徴収について、以下の改正が適用されます。

(1)年間の徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額を、前年度分の公的年金等に係る所得割額と均等割額の合算額(年税額)の 2 分の 1 に相当する額とする」となりました。

現行	仮徴収額(4 月・6 月・8 月)	前年度分の本徴収額 ÷ 3
	本徴収額(10 月・12 月・2 月)	(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3
改正後	仮徴収額(4 月・6 月・8 月)	(前年度分の年税額 × 1/2) ÷ 3
	本徴収額(10 月・12 月・2 月)	(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3

(2)賦課期日(1 月 1 日)後に市外に転出した場合、公的年金からの特別徴収を停止し、普通徴収に切り替わることとされていましたが、一定の要件の下、特別徴収を継続することとされました。

(3)市町村が年金保険者(日本年金機構等)に対して、公的年金から特別徴収する税額を通知(例年 7 月)した後に特別徴収税額が変更となった場合は、12 月分と 2 月分の本徴収に限り、変更後の特別徴収税額によって継続することとなります。

2 ふるさと納税特例控除額の見直し

28 年度から適用される個人住民税について、特例控除額の上限が、個人住民税割額の 1 割から 2 割に拡充されます。

3 ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設(平成 27 年 4 月 1 日以降に行う寄附から適用)

確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が 5 団体以内の場合に限り、ふるさと納税団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除が確定申告を行わずにワンストップで受けられることとなりました。

(※平成 27 年 4 月 1 日以降に行うふるさと納税が対象ため、平成 27 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までにふるさと納税を行っている方は、寄附金控除を受けるには確定申告が必要です)

お問い合わせ先 税務課市民税係 電話33-2111(代表)